

投票所及び開票所における秩序保持基準

千葉市花見川区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、公職選挙法（以下「法」という。）の規定の趣旨に則り、各選挙における投票所及び開票所（選挙会場を含む。以下同じ。）の秩序保持を図るため、次に掲げる行為（以下「禁止行為」という。）について、法第60条（法第74条及び第85条の準用規定を含む。）における、その他投票所及び開票所の秩序をみだす行為とみなし、禁止する。

1 投票所における禁止行為

- (1) 携帯電話又はスマートフォン等の使用
- (2) 写真又は動画の撮影、録音
- (3) 飲食（水分補給は可）・喫煙
- (4) 投票管理者が投票所の秩序をみだす行為と認める行為

2 開票所における禁止行為

- (1) 開票管理者、開票立会人及び開票事務に従事する者（選挙長、選挙立会人及び選挙会の事務に従事する者）にあつては、上記1（1）及び（2）に定める行為
- (2) 上記1（3）に定める行為
- (3) 開票管理者（選挙長）が開票所の秩序をみだす行為と認める行為

3 その他

上記1（1）及び（2）並びに2（1）に掲げる行為について、委員会が自ら行う場合及び報道機関など投票管理者、開票管理者又は選挙長が特別に認めたものについては、この限りではない。

附 則

この基準は、令和3年2月15日から施行する。